

第1 新破産法制定の経緯

1 新破産法等の成立

平成16年5月25日、第159回国会に提出されていた「破産法案」及び「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が成立し、両法律は6月2日公布された。「破産法」（平成16年法律第75号。以下「新破産法」という。）は、大正11年に制定された現行破産法を全面的に見直すものであり、「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第76号。以下「整備法」という。）は、新破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法その他の倒産処理手続に関する法律の整備のほか、民法等の関係法律についても所要の整備を行うものである。

2 現行破産法

現行破産法（大正11年法律第71号）は、我が国における清算型の倒産処理手続の基本をなすものであり、制定に当たっては当時のドイツ破産法から多くの影響を受けたといわれている。その後は昭和27年にアメリカ法の影響を受けて免責制度が導入されたほかは、大きな改正は行われず、また、倒産実体法に関しても、昭和42年に相殺制限について見直しが行われた（現行法104条2号の新設）ほかは、特段の改正はされていなかった。

破産件数は、近時の経済情勢を反映して増加の一途をたどっていたが、この間、現行破産法に対しては、①全体として過度に厳格な手続となっており、費用及び時間を要する一方で、実効性に乏しい制度がある、②事件の規模に応じて柔軟に処理することができるような特則等が設けられていないため、事件処理の硬直化がもたらされている、③制定当時には主として事業者の破産が想定されていたため、いわゆる「消費者破産」に対する手続的な手当てが十分ではない、④倒産実体法も、制定当時の社会経済情勢を反映したものであり、現在の経済社会に適合していない、⑤否認権等については要件が不明確で使いにくい等の指摘がされ、これらの問題についての立法的解決を求

第1章 総則・破産手続の開始

第1 破産手続開始の申立て

(参照条文：破産法第3条～第7条，第15条～第23条)

1 管轄裁判所，事件の移送

(1) 管轄裁判所

ア 原則的管轄裁判所

破産事件は，債務者が，営業者であるときはその主たる営業所の所在地，営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地，営業者でないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する（破5Ⅰ）。この管轄裁判所がない場合は，債務者の財産の所在地（債権については，裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する（破5Ⅱ）。民事再生法にもこれらと同趣旨の規定がある（民再5Ⅰ・Ⅱ）。

以上が破産事件の原則的管轄裁判所であるが，新破産法は，以上の管轄裁判所のほかに，債権者と債務者の利益を考慮しながら，管轄裁判所を拡大するいくつかの規定を設けている。

イ 親法人と子会社，大会社と連結子会社についての管轄の拡大

その第1は，親法人と子会社の関係にある両法人についての管轄の拡大である。すなわち，親法人（破5Ⅲに規定する親法人）について破産事件，民事再生事件又は会社更生事件が係属している場合における子会社についての破産手続開始の申立ては，親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ，子会社について破産・再生・更生事件が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては，子会社の破産・再生・更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる（破5Ⅲ）。親法人と子会社とは密接な関係にあり，両者についての破産・再生・更生事件は，同一の地方

第1章 破産手続開始申立てから開始決定

第1 申立書関係

1 法人の場合（債務超過）

（手続解説：第2編・第1章・第1）



▶ 法人の自己破産の申立書（債務超過）（破産法15条～20条）

破産手続開始申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

（本店所在地）

〒〇〇〇-〇〇〇〇東京都〇〇区〇〇1丁目〇番〇〇号

（登記簿上の本店所在地）

〒〇〇〇-〇〇〇〇東京都〇〇区〇〇2丁目〇番〇〇号

申立人（債務者）〇〇〇〇株式会社

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

〒〇〇〇-〇〇〇〇東京都〇〇区〇〇8丁目〇番〇〇号

〇〇ビル〇階

〇〇法律事務所

電 話〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

	4	同	(借入金 (その他))
	5	同	(公租公課)
	6	同	(リース)
	7	同	(退職金及び未払給与)
甲第 11号証			不動産登記簿謄本
甲第 12号証の 1			賃貸借契約書 (本社工場)
	2		賃貸借契約書 (本社事務棟)
	3		賃貸借契約書 (本社倉庫)
甲第 13号証の 1			不動産売買契約書 (〇〇工場)
	2		不動産売買契約書 (〇〇保養所)
甲第 14号証の 1			試算表貸借対照表〇月
	2		試算表損益計算書〇月
甲第 15号証			取締役会議事録

添付書類

- 1 甲各号証の写し 各 1 通
- 2 委任状 1 通

〔倒産実務破三六〕



1) 破産手続開始申立書の記載事項

(1) 必要的記載事項 (破規131)

- ① 申立人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
- ② 債務者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
- ③ 申立ての趣旨

「債務者について破産手続を開始するとの決定を求める」というような記載である。

④ 破産手続開始の原因となる事実

個人の場合には、支払不能 (破15 I) であり、法人の場合には支払不能又は債務超過である (破15 I, 16)。

(2) 訓示的記載事項 (破規13 II)

三三三

第11 個人再生手続1（小規模個人再生・住宅資金特別条項ある場合）

事案

<債務者の概要及び破綻に至る経緯>

Xは、昭和52年4月から現在まで甲生命に勤務しており、歩合給社員である。破産宣告を受けると保険員の資格がなくなり、現在の仕事ができなくなるという立場である。歩合給社員であるから、年収には変動があり、平成12年は額面で約606万円であるが（額面は、毎月約35万円であるが、手取りは、毎月約21万円であり、そこから、甲生命の住宅ローンの弁済分5万円が差し引かれる。賞与は額面年額182万円である。）、平成11年は額面で約544万円、平成10年は額面で約737万円である。

Xは、平成3年9月に、世田谷区所在のマンションを購入し、その資金は、甲生命及び乙銀行から借り入れ、甲生命には毎月5万円、乙銀行には毎月4万2000円を欠かさずに弁済してきた。平成13年4月時点では、甲生命には955万円、乙銀行には、591万円の債務が残っており、マンションの時価は、約1500万円であった。マンションには、甲生命と乙クレジットのために抵当権が設定されている。乙クレジットは乙銀行の保証会社であり、Xに対する求償債権を担保するために、抵当権が設定されたものである。

Xは主債務者Yの連帯保証をしていたが（債権者は4社で、その債権総額は889万円である）、Yは、平成13年2月に、東京地方裁判所で破産宣告がなされた。

平成13年4月時点で、Xの一般債権者は5社おり、その債権総額は、899万円である。内、889万円が、前記連帯保証債権である（内、576万円が丙に対する債務である。）。10万円は、Xが、商品を分割払いの方法で購入したときの代金債務である。

書提出期限までの期間は変えることができないが、それ以外の部分は、できるだけスピードアップする方向で、裁判所と個人再生委員の協力も得られ、書面による決議に付す決定により、債権者の意見を求められたが（民再230Ⅲ）、事前に十分に説明し了解を得ていたこともあって、特に問題もなく、平成13年8月28日に、再生計画の認可決定が出た。

なお、再生計画の認可決定が出た後、裁判所が官報に公告し（東京地方裁判所では、認可決定が出てから、官報に掲載されるまで2週間以上かかる。）、公告の翌日から起算し（民再10）、2週間経過時が確定時であり（民再9）、甲生命及び乙銀行に対しては、その翌日から前記住宅資金特別条項通り支払っている。

- (3) 以上の結果、担当裁判官からは、「本件は、東京地方裁判所に申し立てられた小規模個人再生の認可決定第1号で、記念すべき事件となりました。スピーディーなスケジュール進行や住宅ローン債権者等の折衝等、代理人としてのご活動尽力は、今後の参考になるものであり、その意味でも、本件は貴重な成功事例となりました。」との感想を頂くことができた。



解説

1. その他参考意見・感想等

- (1) 再生手続開始と住宅ローンの支払禁止の問題は、立法が想定していた事情と現実が食い違ったことから生じた問題である。

ア 住宅資金貸付債権に関する特則の趣旨は、経済的窮境に陥っている住宅ローン債務者の経済的再生を図るために、他の一般債務については減免猶予を受け、住宅ローン債務については、喪失した支払猶予期限を復活させ、元金の支払期限と期間の猶予を与えてリスケジュールすることによって、生活の基盤である住宅を確保することにあるとされる（東京弁護士会「入門個人再生手続」73頁）。法は住宅ローンについて延滞しているという状況を想定して、ローン債権の減免カットを受けることはできないが、計画が確定すると、期限の利益は回復するので、この時点から遅延損害金の発生はストップし、従前の約定利息に戻るというリスケジュールを詳細に規定している（東京弁護士会